

第1章 計画の策定にあたって

計画の趣旨

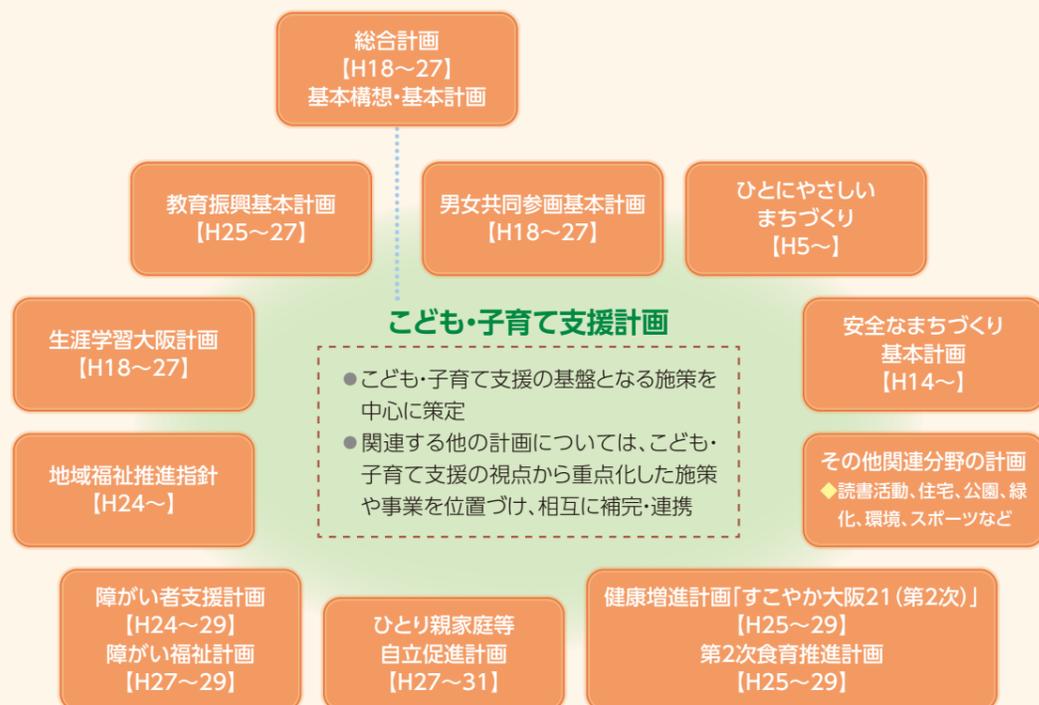
次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されて以来、大阪市においても、大阪市次世代育成支援行動計画(前期・後期計画)(平成17年度～平成26年度)を策定し、施策を推進してきました。

一方、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定され、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に整備・実施することとされています。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画と「子ども・子育て支援法」に基づく計画を一体のものとして作成することとし、子育て世帯や若者を対象に実施したニーズ調査結果もふまえて、包括的な視野から総合的なこども・子育て支援施策を推進していきます。

計画の位置づけ

本計画は、こども・子育て支援の基盤となる施策を中心として策定しています。関連する大阪市の他の計画に掲げる施策や事業については、基本的に各計画を尊重することとし、これらと整合性を図りつつ、こども・子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置づけています。



計画の期間

平成27(2015)年4月1日～平成32(2020)年3月31日

計画の対象

すべてのこども・青少年と子育て家庭を対象としています。

本計画においては、こども・青少年とは、おおむね0歳から30歳代までを範囲としています。



※本計画においては、おおむね小学校低学年頃までを「こども」、小学校高学年以降を「青少年」と表記しています。
 ※施策に応じて、おおむね義務教育修了以降を「若者」と表記しています。
 ※児童福祉法に基づく施策における「こども」は18歳未満を示しています。

指標・目標の設定

指標や目標の達成をめざし、利用者の視点を重視しながら、その進捗状況を把握・検証し、改善・充実を図ります。



- 基本理念の実現に向けて、施策を4つの基本方向に分け、それぞれに「めざすべき目標像」を設定
- めざすべき目標像の達成状況をわかりやすく示す「はぐくみ指標」を設定
- 施策の取組の方向を示す「施策目標」を設定し、その下に基本施策を位置づけ
- 重点的・集中的に推進する取組を位置づけ、取組ごとに本計画の最終年である平成31年度、または各年度を目途に達成をめざす「目標」を設定